

静岡県告示第772号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次の医療機関を救急診療所として認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年12月12日

静岡県知事 鈴木康友

名 称	所 在 地	開 設 者	認定有効年月日
片桐整形外科	富士宮市西町26-9	医療法人社団桐林会	令和7年12月12日から 令和10年12月11日まで